

国際調停と当事者交渉シリーズ

「当事者交渉④相手方への請求(claim)通知(上)
- 物品引渡し遅延の売主に対する請求通知 -」

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター 運営委員・調停人



大貫 雅晴

トラブル、紛争の解決交渉は、相手方への通知、コミュニケーションが交渉開始の第一歩である。請求 (claim) 通知を怠ることは問題解決を遅らせることになる。時には請求権が喪失することもある。

[I]事例から学ぶ納期遅延の売主への請求通知

事例：輸入者A社はベトナムのB社から設備機器の輸入契約を締結。納期は10月積みであったが、B社から納品が大幅に遅れて、A社の工場稼働に支障がでる恐れがでてきた。納期遅延の対応に苦慮しているA社はこの納期遅延に如何に対処すべきか？

貿易取引では、商品の納期遅延は少なからず発生するトラブルである。納期遅延に対する曖昧な対応は禁物である。対応が曖昧なままに遅延期間が進行することで、買主が納期の延長を認めているとみなされるリスクがある。

納期遅延の対応、対処としては以下の点に留意、検討しておく必要がある。

- 1) 付加期間を定めた履行の催促の通知を出すか否か
- 2) 納期遅延を理由として契約解除をするか否か
- 3) 納期の延長を認めて、納期修正を行うか否か (納期の修正は必ず書面確認)
- 4) 契約解除の場合に、代替品を第三者から調達できるか否か
- 5) 納期遅延により発生する損害賠償の請求をするか否か

1. 付加期間(additional period of time)を定めた履行の催促

買主は、売主の履行遅延に対して、直ちに契約解除するのではなく、履行のための合理的な付加期間を定めて、履行の催促をするべきである。重大な契約違反とはならない単なる納期遅延を理由に即刻に契約解除することは難しい。

売主が付加期間を過ぎても履行がされない場合は、買主は、契約解除の通知を売主に与えることで契約解除ができる。

尚、「納期厳守」(The time of delivery is the essence of the contract)の特約をしている場合は、重大の契約違反であり、即刻解除は認められる。合理的の付加期間の設定であるが、個別取引毎の慣習、物品の特性、引渡場所等により異なる。

付加期間の付与による履行の催促の英文通知例を以下に示す

資料：付加期間を定めた催告通知英文例

Contract No. _____

May we remind you that the goods specified in the contract are due to be delivered to us by the end of October.

We have complained of your delay delivery repeatedly, but the goods have not yet been delivered to us so far. We then give you notice that we grant you final extension, a reasonable time ahead, namely within two weeks from this date(, 2023).

If the goods are not delivered by then, we shall have no alternative to rescind this contract and seek the goods elsewhere and to claim you loss and damages which we shall suffer as a result.

国際調停と当事者交渉シリーズ

「当事者交渉④相手方への請求(claim)通知(上)
- 物品引渡し遅延の売主に対する請求通知 -」

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

2. 契約解除か納期の修正延長かの選択について

納期遅延が発生した場合、先ずは売主に履行の催促を促す通知を行うが、履行遅延が継続した場合は、買主は契約を解除するか、又は売主との間の取引関係を考慮して納期の修正延長をするかの選択をしなければならない。

契約解除を選択した場合は上述(1)に基づき契約解除することになる。当事者間の取引関係を考慮して納期の修正延長を行うことも少なからずあるが、その場合には、納期の修正延長の当事者間の修正延長合意書を取り交わすか、少なくとも書面による確認をしておくことが大切である。

3. 契約解除の選択に伴う措置について

買主が契約解除した場合において、代替となる商品の調達問題が発生する。また、納期遅延による損失、損害も考慮しなければならない。

買主が、代替となる商品を第三者から調達しなければならない場合、売主との間の契約の価格と代替品の調達価格との間に差額の損失が発生する場合は、その差額と他の損害賠償を売主に請求することを忘れてはならない。

4. 納期遅延に伴う損失の対処

売主の大幅な納期遅延が発生したが、結果として売主の履行が行われた場合にも納期の遅延に伴い買主が被った損失、損害について売主に請求するべきか否かが問題となる。法律上は、売主の契約違反の救済として損害賠償を請求する権利がある。また、他の救済を求める権利、例えば契約解除と並行して、例えば、遺失利益の損害、暖簾の損失を含めて損害賠償を請求することができる。

5. 契約書に規定される損害賠償予約条項

設備機器や組み込み部品、季節商品等は、納期が非常に重要であり、契約書に予防的措置として、納期厳守条件及び納期遅延に対する損害賠償予約条項 (liquidated damages clause) 又はペナルティ条項 (penalty clause) 設けることがある。納期遅延による損害賠償請求においては効果的な対策である。

資料：損害賠償予約条項例

“Liquidated damages for delay in delivery shall be 0.5% of the price of delayed goods per week with an maximum of 10% of the price of delayed goods.”